

事業計画進捗管理

野 洲 市

子ども・子育て支援事業計画



令和元年度の計画

豊かな自然とこころを、すべての子の育ちのために

基本目標

施策の方向性

1 子育てにやさしい環境づくり

- 社会資源を最大限に活用し、子育てサービスの充実や、子育てにやさしい環境づくりへの機運が高められる取り組みや環境の整備
- 仕事と子育ての両立をサポートするため、保育所の待機児童解消
- 地域全体で支える子育て支援の充実

- (1)多様な保育サービスの充実
- (2)地域での子育て支援体制の充実
- (3)ワーク・ライフ・バランスの推進
- (4)経済的負担の軽減
- (5)関連事業との連携（母子保健 など）

2 子どもの生きる力を育む環境づくり

- 幼・保・小・中での密な連携のもとでの教育活動による基礎学力の定着や、人とのふれあいを通じて感性豊かな心を育む
- 子どもにとって最善の利益が保障されるよう、様々な局面において子どもの主体性に配慮するとともに、子どもの意見が反映され、子ども自身が参加できる仕組みの検討

- (1)家庭教育の充実と親としての意識の醸成
- (2)地域における学習の推進
- (3)思春期保健の充実
- (4)豊かな自然、歴史・文化環境の活用と保全
- (5)子どもの安全の確保
- (6)関連計画との連携（教育振興・食育 など）

3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

- 児童虐待やいじめ、不登校など要保護児童などの把握と切れ目ない支援体制の整備、障がい児支援の推進、さらにひとり親家庭の自立を支えるための取り組み

- (1)ひとり親家庭への支援
- (2)いじめ、不登校、非行への対応の充実
- (3)子どもの権利の尊重
- (4)関連計画との連携（障がい福祉 など）

基本目標 1 子育てにやさしい環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	R1計画内容		備考 計画書 （中間見直し） ※掲載ページ
	No.	施策名	No.	事業名 （取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載	
1 子育てにやさしい環境づくり	(1)	多様な保育サービスの充実	1	教育・保育事業における幼稚園、保育所（園）で実施する保育	こども課	①利用調整による確保 ②認定者については幼稚園＋預かり保育の活用により保育ニーズの充足を図る。 ③定員増による確保 「野洲市幼保一元化方針および幼稚園・保育所施設整備計画」による施設改修整備や、定員見直しなどによる定員増により、保育ニーズの需要超過の解消を図る。	定員数	幼稚園定員（1号認定、2号認定相当（14時以降一定時間））1,250人 保育園定員（2号認定、3号認定）1,070人	P25
			2	子育て短期支援事業	家庭児童相談室	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））を継続する。（守山市内法人へ委託）	年間延べ利用者数	1カ所 40人日	P26 P31
			3	ファミリー・サポート・センター事業	こども課	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。また事業における現行体制を維持しつつ、情報の周知のあり方を検討する。	年間延べ利用者数	1,600人日	P26 P31
			4	一時預かり事業	こども課	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を継続的に実施する。加えて、幼稚園では、質の維持向上に努め、利用しやすい環境整備を推進し、保育所、子育て支援センターでは、ニーズの推移に即応できるよう、きめ細やかな現状把握を行う。	年間延べ利用者数	市内幼稚園 8カ所 91,200人日 幼稚園以外 3カ所 1,500人日 ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童） 1カ所 240人日	P27 P32
			5	延長保育事業	こども課	保育認定（2号、3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）において保育を継続的に実施する。	利用者数	市内全認可保育所（園） 10園 1日あたり1,070人	P27 P34
			6	病児・病後児保育事業	こども課	病気あるいは病みあがりの児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師などが一時的に保育する事業の検討及び体調不良児対応型の継続実施を行う。	箇所数 年間延べ利用者数	病児・病後児保育事業 1カ所 1,500人日 体調不良児対応型 5カ所 563人日 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業） 0カ所 0人日	P27 P35
			7	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	こども課	幼稚園、保育所（園）などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所（園）などの設置又は運営を促進するための事業の検討を行う。	-	家庭的保育事業等を検討している事業者に対し、適時、相談に対応するとともに、多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置や運営支援について検討を継続する。	P27 P40
	(2)	地域での子育て支援体制の充実	8	利用者支援事業	子育て支援センター・健康推進課	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	箇所数	基本型1箇所 市内各子育て支援センターと、各学区の子育てサロン等の訪問や支援事業を行う。 利用者のニーズを把握し情報提供をおこなったり、相談や助言を行い、必要に応じて関係機関と連携を持ち支援を行う。 【子育て支援センター】 母子保健型：1カ所（健康福祉センター） 妊産婦の状況を母子健康手帳交付時等から継続的に把握し、必要に応じてハイリスク妊産婦に対しては平成27年10月より支援プランを作成するなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を継続的に実施。平成29年度から支援計画に対して、毎月1～2回個別評価会議を実施。また、支援困難ケースに対して、平成31年度からハイリスク妊産婦支援検討会を開催し、アドバイザーによる助言による支援計画強化を図る。【健康推進課】	P26 P28
			9	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を継続的に実施する。	箇所数	3箇所：21,000人日	P26 P28

基本目標 1 子育てにやさしい環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	R1計画内容		備考 計画書 (中間見直し) ※掲載ページ
	No.	施策名	No.	事業名 (取り組み)			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載	
			10	乳児家庭全戸訪問事業	健康推進課・ 家庭児童相談室	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行い、乳幼児のいる全家庭訪問をめざし、事業の推進を図る。また1歳児のいるすべての家庭を民生委員児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行う。	訪問乳児数	確保量：425人（全戸訪問の実状に合わせた数） 【健康推進課】 1歳児のいるすべての家庭 【家庭児童相談室】	P26 P30
			11	養育支援訪問事業	家庭児童相談室	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業を継続的に実施する。	訪問乳児数	確保量 28人 養育支援が必要な家庭に対して訪問支援を実施する。	P26 P30
			12	子育て短期支援事業	子育て家庭支援課	事業No.2と同じ	事業No.2と同じ	事業No.2と同じ	P26 P31
			13	ファミリー・サポート・センター事業	こども課	事業No.3と同じ	事業No.3と同じ	事業No.3と同じ	P26 P31
			14	一時預かり事業	こども課	事業No.4と同じ	事業No.4と同じ	事業No.4と同じ	P27 P32
			15	延長保育事業	こども課	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	P27 P34
			16	病児・病後児保育事業	こども課	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	P27 P35
	17	放課後児童クラブ	こども課	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供する。また、本事業を継続的に実施する。	箇所数 利用者数	1,030人（23カ所）	P27 P38		
	(3)	ワーク・ライフ・バランスの推進	18	延長保育事業	こども課	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	P27 P34
			19	病児・病後児保育事業	こども課	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	P27 P35
	(4)	経済的負担の軽減	20	実費徴収に係る補給給付を行う事業	こども課	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園、保育所（園）などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業の検討をする。	-	野洲市実費徴収に係る補給給付事業補助金交付要綱に基づき対象者に補助金の支給を行う。 5人	P27 P40
			21	妊婦健康診査	健康推進課	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を継続的に実施し、受診率の向上を図る。	妊婦の健康診査数	確保量：525人（妊婦健康診査の公費負担を実状に合わせた数）	P26 P29
	(5)	関連事業との連携（母子保健 など）	22	妊婦健康診査	健康推進課	事業No.21と同じ	事業No.21と同じ	事業No.21と同じ	P26 P29
			23	乳児家庭全戸訪問事業	健康推進課	事業No.10と同じ	事業No.10と同じ	事業No.10と同じ	P26 P30
			24	母子健康手帳の交付	健康推進課	母子健康手帳交付時には、保健師による面接を行い、妊娠と乳幼児に関する行政情報、保健・育児情報のきめ細かな提供を行う。	-	母子健康手帳交付時には、保健師・助産師による全数面接を行い、妊娠と乳幼児に関する保健・育児情報のきめ細かな提供するとともに、必要時継続的な個別支援へつなぐ。また、H31年度から母子健康手帳交付時に地区担当保健師を紹介し、相談しやすい体制をつくる。	P43
			25	訪問指導（妊産婦・新生児・乳幼児）	健康推進課	母親が最も不安を感じる出産前後、乳幼児期までは保健師や助産師が訪問指導を実施し、子どもの健やかな成長発達が促されるよう、育児支援を行う。	-	妊娠期から保健師や助産師が訪問指導を実施し、妊産婦の出産・育児不安の軽減を図り、子どもの健やかな成長発達が促されるよう育児支援を行う。	P43
			26	妊産婦の地域・行政との交流機会創出	健康推進課	「マタニティサロン」、「育児サロン」、「出産準備教室」などを継続するとともに、より多くの参加促進のため周知活動を推進するほか、両親で参加できるプログラムを検討・実施する。また、個別に話をする機会である訪問指導などを充実し、育児の不安や悩みの解消を図る。	-	妊娠期の地域子育て支援の充実のためにマタニティサロン（月1回）、育児サロン（月2回）、出産準備教室（年6回）などを継続実施する。 子育て期には乳児を持つ保護者向けのすくすく教室（2ヶ月に1回3クール）や乳幼児個別相談すこやか相談（月3回）を継続実施する。	P43

基本目標 1 子育てにやさしい環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	R1計画内容		備考 計画書 (中間見直し) ※掲載ページ
	No.	施策名	No.	事業名 (取り組み)			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載	
			27	妊産婦及び家族への禁煙支援	健康推進課	母子健康手帳交付時や訪問のほか、各種教室の相談、乳幼児健診など、タバコもたらす妊産婦及び家族の健康への影響について知識を普及する機会を拡充し、同居家族による受動喫煙の防止や禁煙に向けた取り組みを、関係各課連携のもと推進する。	-	母子健康手帳交付時の喫煙妊婦への禁煙指導に加え、妊婦家族の喫煙者への禁煙や受動喫煙の知識普及など、受動喫煙の防止や禁煙について、乳幼児健康診査や教室、母子健康手帳交付時などあらゆる機会に啓発や指導・相談するなど取り組みを進める。	P43
			28	不妊治療に関する情報提供や相談体制の充実	健康推進課	不妊治療に関する不安や悩みを解消するために、関係機関が連携して、情報提供や相談体制を確立する。また経済的支援に関する情報提供を行う。	-	不妊治療への情報提供等を相談窓口案内等で引き続き実施する。また、治療費に対する経済的な支援についても引き続き行う。	P43
			29	乳幼児健康診査の推進	健康推進課	乳幼児の異常の早期発見と疾病予防、また虐待につながる不適切な養育環境を把握するため、4か月、10か月、1歳半、2歳半、3歳半児に対する定期健康診査を実施する。また、関係各課が連携して周知促進を行い受診率向上を図る。	-	4か月児健康診査（年24回）、10か月児健康診査（年18回）、1歳半児健康診査（年18回）、2歳半児健康診査（年18回）、3歳6ヶ月児健康診査（年23回）を実施し、未受診児には各関係機関と連携し、周知や保健師の訪問等により受診勧奨を行い受診率の向上を図る。	P43
			30	予防接種事業の周知	健康推進課	乳幼児の感染症予防のため、医療機関にて行われるHib、肺炎球菌、四種混合、BCG、MRなどの定期予防接種について、広く情報提供を行う。	-	Hib、肺炎球菌、四種混合、BCG、MRなどの定期予防接種について、乳幼児健康診査や教室等にて接種勧奨するとともに、保育園や幼稚園などを通じて予防接種に関する情報提供を継続実施する。	P43
			31	育児相談の充実	子育て支援センター	子育ての中で生じる様々な悩みについて、育児相談を開催する。開催にあたっては、子育て支援センターなどを中心に、市民にとって少しでも身近な場での開催を検討する。	-	日頃の語りかけを大切な場とし、常時育児相談を実施する。また、学区サロンの訪問や電話での対応・面接などケースにあわせて実施する。個々の利用者に応じた支援のサービスを各関係機関との連携を図りながら提供する。地域の子育て関連情報の収集と発信を行う。	P43
			32	小児救急医療体制に関する情報の提供	健康推進課	小児の救急医療が必要となった場合に、どこで診療が受けられるかの情報を関係各課連携のもとで提供し、適切な医療が早期に受けられるように支援する。	-	乳幼児健康診査や教室時に小児の救急医療に関する情報の提供を行う。	P43
			33	かかりつけ医づくりの推進	健康推進課	子どもの健康管理、疾病予防に関して相談できる、かかりつけ医づくりを、乳幼児健康診査時や各種教室時など、様々な機会を通じて推進する。	-	乳幼児健康診査や各種教室時など、様々な機会を通じてかかりつけ医づくりの推進を継続する。	P44
			34	医療費の助成	保険年金課	福祉医療費助成制度については、制度の枠組みを維持していくため、制度本来の目的である経済的支援という基本的なスタンスに立ち返り、制度の適正化に向け必要な見直し・改善を図る。	-	・乳幼児への医療費（通院及び入院）助成＝市内に住所を有する乳幼児（0歳から小学校就学前）への医療費（通院及び入院）の自己負担分全額を助成する。（県制度） ・小中学生への医療費（入院）助成＝市内に住所を有する小中学生の入院にかかる医療費の自己負担分全額を助成する。（市単独事業） ・小学生からの医療費（通院分）助成については、現在のところ実施していないが、近隣市町の制度状況を参考にしながら、今後の市の優先すべき課題(事業)や財源を見据えつつ引き続き検討する。	P44
			35	不慮の事故防止に関する啓発の推進	健康推進課	乳幼児期に起こりやすい事故について周知を図り、不慮の事故を防止するため、乳幼児健康診査時や各種教室時など、様々な機会を通じて、広報紙や配布物等を活用して事故防止についての啓発を実施する。	-	乳幼児期に起こりやすい事故について周知を図る。	P44

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	R1計画内容		備考 （計画書 （中間見直し） ※掲載ページ）																																					
	No.	施策名	No.	事業名 （取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載																																						
子どもの生きる力を育む環境づくり	(1)	家庭教育の充実と親としての意識の醸成	1	家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	学校教育課・こども課・生涯学習スポーツ課	子どもへの接し方やしつけなど、保護者に育児や家庭教育に関する知識を得て実践してもらうため、幼稚園・保育所（園）、小・中学校と連携しながら、研修会や講座等の学習機会や情報提供の充実を図る。また、PTAや保護者会の活動を中心に、様々な機会を通じて、家庭教育の重要性の啓発を行う。	-	各校でPTA・保護者会での育児や家庭教育に関する講演会を行う。【学校教育課】 PTAや保護者会において、各園の取り組みについて情報交換するとともに、子育てに関する合同研修会を実施する。【こども課】 PTA活動等を通じて、家庭教育の重要性の啓発（研修会実施）や家庭教育支援に関する情報提供を行う。【生涯学習スポーツ課】	P45																																					
										(2)	地域における学習の推進	2	子ども会活動、青少年団体活動などへの支援	生涯学習スポーツ課	多様な年齢の子どもが交流を図り、成長する場として、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体等の活動支援を行うとともに、活動内容の周知等の取り組みを図る。	-	子ども会やスポーツ少年団等の活動支援を行うとともに、活動内容の周知等を図り、青少年育成に取り組む。	P46																												
																			3	図書館活動の充実	野洲図書館	親と子の育ち合いの場、子どもが本に親しむ場として、地域に向いての絵本の読み聞かせや学校図書館とのネットワーク化を図るなど、本に親しめる環境づくりの推進を図る。	-	図書館の児童書の充実並びに図書館内でのおはなし会、希望する園、学校、地域に向いてのおはなし会やブックトーク、学校への出張貸出、調べ学習への協力、及び各種の団体貸出の実施を行う。乳幼児健診時のブックスタートを実施する。園向けの団体貸出用絵本の配本を実施する。子どもと読書に関する講演会等を開催し、子どもを取りまく大人への働きかけを行う。	P46																					
																										4	コミュニティセンター活動の充実	生涯学習スポーツ課	子どもの地域での学びや活動を推進するため、各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動、環境などの学習活動を行う教室を地域住民と協働で実施する。	-	子どもの地域での学びや活動を推進するため、各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、地域の特色を活かすなど様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動を行う教室を、地域住民と協働で実施する。	P46														
																																	5	学校施設の開放	生涯学習スポーツ課	子どもをはじめ市民の心身の健全な発達を図るため、市内小・中学校の体育施設（運動場、体育館等）を一般に開放し、地域のスポーツ活動の促進を図る。	-	子どもをはじめ市民の心身の健全な発達を図るため、市内小・中学校の体育施設（運動場、体育館等）を一般に開放して活動の場を提供し、地域のスポーツ活動の促進や健康増進を図る。	P46							
																																								6	環境に関する啓発の推進	環境課	びわ湖から里山の自然環境を活かしたイベントを市民協働で実施し、子どもを対象に自然環境に関する体験学習を実施する。	-	第2次野洲市環境基本計画に基づき、砂浜学習会、山・川・湖の生態調査、篠原小伊勢道峠越え、びわ湖環境学習、ヨシ植え、あやめ浜まつり、漁民の森づくり、タケノコ採りイベント、カブトムシ幼虫観察会、野洲川北流跡自然の森秋の観察会などの里山から琵琶湖へつながる自然環境に関する体験学習に取り組む。	P46
	(3)	思春期保健の充実	8	性教育の推進	学校教育課	各年齢に応じて、生命・育児の尊重に関すること、性や感染症に関することなどについて、正しい知識の普及啓発を図り、特に中高生に対して早期の啓発や相談ができる体制の構築を検討する。また、専門的な視野で指導できる人材をゲストティーチャーとして活用し、学習内容の充実を図る。	-	各校でPTA・保護者会での育児や家庭教育に関する講演会を行うことや、生命に関わる学習を参観事業にするなど、子どもたちの学習を関連させて保護者啓発を行う。	P47																																					
										9	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	学校教育課・生涯学習スポーツ課	警察や少年センターなど関係機関と連携しながら喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止について子どもへの指導と市民への啓発を実施する。	-	少年センターや警察と連携を図り、薬物乱用防止教室を全学校で実施する。全学校では独自の喫煙防止等の教室を実施する。【学校教育課】 少年センターや警察、青少年育成市民会議など関係機関と連携しながら喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止について子どもへの指導と市民への啓発を実施する。また、初発型非行防止として街頭巡回活動を実施する。【生涯学習スポーツ課】	P47																														
																	10	思春期保健関連機関との連携	学校教育課	児童生徒の思春期における健全育成を目的に、小・中学校と健康推進課など関係機関との連携を強化し保健教育の充実を図る。	-	健康推進課から保健師を招いてのがん教育の中で喫煙防止等の保健の指導の充実を図る。	P47																							
	(4)	豊かな自然、歴史・文化環境の活用と保全	11	遊び場の確保・整備	こども課・教育総務課・都市計画課・子育て支援センター	施設管理や危機管理対策に配慮しつつ、公園、子育て支援センター、保育所（園）や幼稚園、小・中学校等の遊具や体育施設の保守点検と修繕の実施。また、新規公園の整備についても、土地利用の状況を動察しながら、検討する。	-	園内の遊具、玩具、生活空間など、園児が安全に過ごせるための環境を整備する。また、月2回の安全点検を実施する。（幼稚園・保育園） 降園時間帯に、園庭を開放し、遊びの時間を保障する。（幼稚園）【こども課】 遊具保守点検を専門とする業者に、年に一度遊具の保守点検を委託し、点検結果に基づき遊具の修繕を行う。【こども課】 今後も引き続き遊具の保守点検を実施し、修繕が必要となれば早急に修繕を実施する。【教育総務課】 施設管理や危機管理対策に配慮しつつ、公園、子育て支援センター、保育所（園）や幼稚園、小・中学校等の遊具や体育施設の保守点検と修繕の実施。また、新規公園の整備についても、土地利用の状況を動察しながら、検討する。【都市計画課】 毎日の遊具の安全点検や修繕、週1回の洗浄消毒の実施。 夏期に広場の未就園児の兄弟組の幼稚園児の受け入れを行う。【子育て支援センター】	P48																																					
										12	歴史や自然を生かしたまち並みの周知	都市計画課	歴史や自然を生かした優れた景観を、未来に引き継ぐべき重要な資産として周知するとともに、市民の認識として定着を図る。	-	歴史や自然を生かした優れた景観を、未来に引き継ぐべき重要な資産として周知するとともに、市民の認識として定着を図る。	P48																														

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		事業(取り組み)内容又は確保方策等	R1計画内容		備考 (計画書 (中間見直し) ※掲載ページ)	
	No.	施策名	No.	事業名 (取り組み)		担当課	指標		計画成果数量(内容) ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載
(5)	子どもの安全の確保		13	子どもへの防犯意識の醸成	子ども課・学校教育課	保育所(園)や幼稚園、小・中学校において、被害防止教室などの防犯講習を充実し、子どもの防犯意識の醸成を図る。特に、インターネット等の問題については、保護者も含め意識の醸成に努める。	-	不審者に対する対応マニュアルにより、園児も不審者への対応のしかたを習得できるよう指導する。また、保護者にも同様の啓発を行う。【子ども課】 全小学校において、スクールガードリーダーや警察を講師に招いて防犯教室を実施する。また、インターネット等の問題について、小中学校において教科学習や保護者との合同研修会を実施する。【学校教育課】	P49
			14	子どもSOSホーム	学校教育課	子どもの安全を守るため、保護者・地域と連携協力し、子どもが外で危険な目にあった時に助けを求められることができる家「子どもSOSホーム」の設置を進める。	-	野洲市に設置している約620軒のSOSホームのプレートやSOSコーンの適正な維持管理を進める。	P49
			15	防犯体制の強化	危機管理課(学校教育課)	地域での子どもの安全を確保するため、保護者、地域住民、学校、警察等が連携・協力し、防犯活動や見守り活動等の推進。また、防犯灯など市内の防犯設備の強化に努める。	-	地域の防犯力の向上のため、防犯灯の維持管理やブルーフラッシュ活動を行う。ブルーフラッシュ活動については、毎月末の金曜日、午後8時から駅周辺の自治会、駅前駐在所、地域安全センター及び危機管理課で協力して行う。【危機管理課】 防災・防犯訓練の一貫として避難訓練の充実を図るとともに、全小学校で保護者への引渡し訓練の実施する。また、全小学校において、野洲市スクールガードリーダーを講師に招き、校内や登下校時の防犯警備について、スクールガードや教職員を対象に指導を仰ぎ、学校及び地域の防犯体制の強化と充実を図る。【学校教育課】	P49
			16	園や学校の安全管理に関する取り組み徹底	子ども課・学校教育課	保育所(園)や幼稚園、学校、学童保育所において、犯罪などから子どもを守るため、緊急通報システムの整備や登校(園)後の閉門、防災・防犯訓練の実施など、安全対策の徹底を図る。	-	緊急通報システムを保護者に周知し、メール登録を促す。門の開閉管理の徹底および定期的な防犯防災訓練を実施する。また、避難確保計画に基づいた避難訓練を行う。【子ども課】 市内全小中学校で交通安全教室を実施する。また、全校で防災・防犯訓練を実施し、安全対策の徹底を図ると共に、消防署、危機管理課と各校園の防災コーディネーターとの情報交換会を開催し、関係機関との連携と協力を図る。【学校教育課】	P49
			17	交通安全教育の推進	危機管理課・子ども課・学校教育課	子どもを交通事故から守るため、子どもだけではなく、保護者に対しても交通安全意識の向上を図る。また、あわせて防犯意識についても喚起できるような内容となるよう工夫を行う。	-	4月10日(水)篠原小学校入学式で新入学児童を対象に交通安全啓発品を配布して、交通安全意識の向上を図る。 4月15日(月)に篠原小学校、4月19日(金)に祇王小学校で、1年生対象の交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図る。 6月に地元農家の協力を得て、中・小幼稚園の5歳児やJA年金の友の会役員とてさつま芋を植え、秋に園児とてさつま芋を収穫し、道行くドライバーに配布すると併せて、交通安全の啓発を実施する。【危機管理課】 通園時や園外保育等の日常保育時、交通安全教室などでより具体的な交通安全指導を実施する。親子で交通安全への意識をより高められる取組みを充実する。【子ども課】 市内全小中学校で交通安全教室を実施する。【学校教育課】	P49
(6)	関連計画との連携(教育振興・食育など)	18	人権教育の推進	学校教育課	市の基本方針に基づき子どもたち一人ひとりが人権感覚を磨き、様々な差別をなくす実践力を身につけるよう、人権教育を進めるために有効な教材・プログラムの作成や指導方法の改善に継続して取り組む。	-	昨年度の各小学校の実践をもとに検討を加え、人権学習プランに基づいて各小学校での取り組みを充実させる。また、小中学校の実践事例集の活用や就学前、中学校での取り組みとの関連性を確認し、共通理解を図る。	P50	
		19	環境教育の充実	子ども課・学校教育課	子どもが環境問題に関心を持ち、環境への取り組みが日常生活に根づくよう、各校・園において、地域清掃やごみの分別リサイクル活動、また、県の「ゴミゼロの日」など、市や学校・園としての取り組みを実施する。	-	各園においてごみの分別指導を行ない、発達に応じてリサイクル活動や清掃活動に参加できる取組みを行う。また、保育の中で廃材を用いた教材作りなどに取り組み、園児がリサイクルを身近なものとして捉えられるよう働きかける。さらに、PTA活動や保護者会活動でリサイクル活動を取り入れ、保護者が環境問題に関心を持つ機会を創出する。【子ども課】 各校で環境教育を充実させるために「ゴミゼロの日」を設け環境問題を意識させる。【学校教育課】	P50	
		20	男女平等教育の推進	子ども課	固定化された性別役割分担意識をなくし、就学前から性差にとらわれない教育の推進を図る。	-	絵本等教材やごっこ遊びなど幼児に合った活動を通してジェンダーフリーの公平な認識が持てるよう指導する。	P50	
		21	国際理解教育の推進	企画調整課・子ども課・学校教育課	外国人とともに生きていく資質や能力を育成し、国際社会に適応できる人材を養成するため、諸外国の歴史や文化などについての正しい理解を図る学習機会を設けるとともに、小学校での外国語活動の充実を図る。また、就学前においても、異文化との交流の機会を設け、国際理解の推進を図る。	-	外国人とともに生きていく資質や能力を育成し、国際社会に適応できる人材を養成するため、諸外国の歴史や文化などについての正しい理解を図る学習機会を設けるとともに、小学校での外国語活動の充実を図る。また、就学前においても、異文化との交流の機会を設け、国際理解の推進を図る。【企画調整課】 各園において、国際交流協会等の協力を得ているいろいろな国の人たちとの交流の機会を設けたり、絵本や音楽等教材を通して外国の文化に触れる機会を設ける。【子ども課】 諸外国の歴史や文化について正しい理解を図るため、学習機会を各校で設ける。小学校での外国語活動の時間は、3年生・4年生でそれぞれ15時間、5年生・6年生でそれぞれ年間50時間実施する。【学校教育課】	P50	
		22	福祉教育の推進	学校教育課	小・中学校の児童生徒の福祉意識の高揚を図るため、福祉体験活動や施設訪問等を教育活動に位置づけ、福祉教育を推進する。	-	福祉体験活動や施設訪問を教育活動に位置づけ、養護学校や関係機関と連携して福祉教育を推進する。	P51	
		23	情報教育の推進	教育総務課(学校教育課)	情報化社会に対応した人材を育成するため、学校教育を通じて、情報モラルをはじめ、コンピュータの基本操作、インターネットを活用した情報収集・活用方法等の教育の推進を図る。	-	耐用年数を迎えたコンピュータ教室の機器の更新整備を図る。 機器更新[教育総務課]→[学校教育課]へ所管換え。	P51	
		24	食育の推進	子ども課	「食」を健全な生活と育ちの基本ととらえ、日々の生活習慣や食への基本などを幼児期から身に付けられるよう、関係各課が連携して取り組む。	-	各園において食育計画を立て、栽培活動や調理活動を実施して食への関心を高め、関係各課の連携の下、栄養士の指導や日常的な給食指導により食生活の基本的習慣を習得できるよう指導する。	P51	

基本目標 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	R1計画内容		備考 （計画書 ※掲載ページ）
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載	
3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり	(1)	ひとり親家庭への支援	1	ひとり親家庭の相談・交流事業の充実	子育て家庭支援課	ひとり親家庭の抱える様々な悩みに対して、常時相談を受けることができるよう、母子父子自立支援員や母子父子自立支援プログラム策定員等による相談の充実を図る。	-	個々の生活状況に応じて、子育て、生活支援、就業支援、経済的支援など、ひとり親家庭の自立に必要な相談や助言を行う。 外部委託による事業を実施し、ひとり親家庭の交流の場を提供する。	P52
			2	ひとり親家庭への経済的支援	子育て家庭支援課・こども課・保険年金課	児童扶養手当の支給や、母子父子家庭に対する貸付、高等職業訓練受講にともなう生活資金の支給のほか、所得により保育所(園)・学童保育所保育料に対する軽減を図る。また、医療費に対する助成など、ひとり親家庭に対して経済的支援を継続する。	-	ひとり親家庭に対して児童扶養手当及び未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給する。 安定した生活のため、福祉資金貸付制度や高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業等の利用促進を図る。【子育て家庭支援課】 所得により保育所(園)・幼稚園・学童保育所保育料に対する軽減を継続的に実施する。【こども課】 <福祉医療>個人情報の取り扱いに細心の注意を払いながら、児童扶養手当担当課と連携し、適切な資格管理業務を行うとともに、経済的支援としてひとり親家庭に対して必要な医療費助成を行う。【保険年金課】	P52
	(2)	いじめ、不登校、非行への対応の充実	3	こころの教育相談事業の充実	ふれあい教育相談センター	不登校やいじめ等についての悩みを持つ児童とその保護者に対して、ふれあい教育相談センターのカウンセラーによる面接や電話による相談に加え学校をはじめ関係機関と連携し、個々の課題の解決にむけ、相談体制の充実を図る。	-	不登校、いじめ等で悩んでいる児童生徒や保護者を対象に、専門性を有するカウンセラーが面談や電話相談を行う。心の安定を図るとともに課題解決に向けて支援を行う。また、学校・関係機関との連携に努める。 週5日（月～金、10:15～17:15）、1人当たり 50分、予約制で実施する。	P53
			4	適応指導教室の充実	ふれあい教育相談センター	学校に行けない、行きにくい児童生徒へ、心の安定と自信回復を図り学校復帰につなげる場を提供するとともに、学校をはじめ関係機関と連携し指導体制の充実を図る。	-	不登校にある児童生徒の心の安定と自信回復、学校復帰につなげる居場所づくりに努める。 週5日(月～木9:30～14:00、金9:30～12:00) 個別の学習活動とグループでの体験活動との二本柱で行う。体験活動では、栽培・料理、陶芸、スポーツ、社会見学・館外活動を通して、社会性やコミュニケーション力の向上を目指す。 学校との情報共有と関係機関の連携に努める。また、専門家の「I-P-A」研修を計画し指導員の資質向上に努める。	P53
			5	青少年健全育成事業の推進	生涯学習スポーツ課	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報誌」チラシ等の配布により啓発に努める。	-	青少年の健全育成を図るため、野洲市青少年育成市民会議・各学区の青少年育成会議の活動を支援する。また、青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み。青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報」チラシ等の配布により啓発に努める。（全戸配布）	P53
	(3)	子どもの権利の尊重	6	要保護児童対策地域協議会の機能強化	家庭児童相談室	虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、市民への啓発にも取り組む。	-	虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、研修会を実施するとともに、街頭啓発等により市民への啓発を実施する。	P54
			7	「子どもの権利条約」の普及・啓発	家庭児童相談室	児童福祉月間や児童虐待防止推進月間等を活用し、「子どもの権利条約」の趣旨を理解してもらうための広報・啓発活動に努め、子どもの人権が尊重される社会の推進を目指す。	-	児童福祉月間や児童虐待防止推進月間等を活用し、「子どもの権利条約」の趣旨を理解してもらうための広報・啓発活動を実施する。	P54
			8	差別をなくす教育・保育の実施	人事課・（こども課・学校教育課・人権施策推進課）	差別をなくす実践のできる児童生徒の育成に向けて、人権同和教育に携わる保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校の教職員の人権意識を高めるとともに、保・幼・小・中と一貫した教育の推進を図る。	-	人権問題の正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚や問題解決に向けた実践力の向上を図るため、人権施策推進員および職場研修推進員を対象に、人権研修を実施する。また、各職場に戻って伝達研修を実施することで、自ら行動できる職員の育成及び職員全体の意識向上を図る。【人事課】 人権尊重を根底においた保育実践に向けて、「野洲市人権保育基本方針」の共通理解をさらに深める。「人権保育訪問」「人権教育計画訪問」や、全体研修会において、保育園・幼稚園職員の交流をはかり人権保育へ共通理解を図る。 人権擁護委員による人権紙芝居など、園児が具体的に人権の大切さを学べる機会を設ける。【こども課】 子どもの人権について、各自治会で開催される「地区別懇談会」において、虐待やいじめの現状で具体的な事例を提示しながら、子どもの人権を含めたあらゆる人権の尊重と擁護について、さらに地域住民の人権意識を高めていく。【人権施策推進課】	P54
			9	子どもの意見発表の機会の提供	生涯学習スポーツ課	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用する。	-	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見発表の機会や意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用する。	P54
	10	市内在住・在勤の外国人家庭への支援の充実	企画調整課（市民生活相談課）	市内の行政機関における通訳や翻訳を通じた生活支援等に取り組みとともに、外国籍の子どもへの支援として、学校等での国際理解講座等の開催に努める。	-	市内在住・在勤の外国人家庭に対し、通訳や翻訳を行い、生活上の支援を行う。	P54		

基本目標 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	R1計画内容		備考
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載	
(4)	関連計画との連携（障がい福祉 など）		11	特別支援教育	学校教育課・こども課	支援の必要のある子どもを、保育所(園)や幼稚園、小・中学校において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図り、一人ひとりのニーズに応じた保育・教育を提供する。	-	子どもの発達障害を理解し把握して一人ひとりに適切な支援ができるように、特別支援教育コーディネーターや担任の力量を高めるために研修会を開催する。巡回相談員の訪問により専門的な見解を受けて具体的な指導内容や方法、体制等を学べる機会を設ける。発達支援センターと連携を進める。【学校教育課】 就学前特別支援教育推進委員会において、就学前の特別支援教育に幼稚園、保育園、こども園が同じ視点を持って取り組んでいけるようにする。また、特別支援コーディネーターを中心に研修、実践を進め、各園での特別支援教育に対する理解と認識を深める。発達障がいなど、子どもの特性を理解して一人ひとりに適切な支援ができるように、加配保育士・教諭の配置を行い、支援体制を整える。【こども課】	P55
			12	早期療育通園事業（療育教室）の充実	発達支援センター	心身の発達に障がいまたはその疑いのある乳幼児とその保護者に対して、相談並びに日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団適応訓練等の療育支援の充実を図る。	-	心身の発達に障がいまたはその疑いのある乳幼児とその保護者に対して、相談並びに日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団適応訓練等の療育支援の充実を図る。	P55
			13	ことばの教室の充実	ふれあい教育相談センター	ことばに障がいのある児童に対して、個々に応じた相談及び指導を行い、言語上の課題に対し、園・学校及び関係機関と連携を取りながら支援の充実を図る。	-	構音、吃音、ことばの発達の遅れなどことばの育ちに心配のある幼児や児童に、言語機能の状態が向上して集団や家庭における生活能力を高めるために、ことばの相談や指導をおこなっていく。また、保護者や在籍する園へ言語機能に関する知識やかかわり方など適切な情報を提供する。	P55
			14	おやこ教室の充実	発達支援センター	乳幼児健診後、経過観察やスクリーニングが必要な未就園児とその保護者を対象に、育児不安の解消を図り、子どもの健全育成の支援の充実を図る。	-	乳幼児健診後、経過観察やスクリーニングが必要な未就園児とその保護者を対象に、育児不安の解消を図り、子どもの健全育成の支援の充実を図る。	P55
			15	保育所等訪問支援の実施	発達支援センター	障がいのある児童（疑いを含む）に対して、集団生活に適應できるよう、保育園や幼稚園等に訪問し、本人や保護者、園に対して専門的な支援を実施する。	-	障がいのある児童（疑いを含む）に対して、集団生活に適應できるよう、保育園や幼稚園等に訪問し、本人や保護者、園に対して専門的な支援を実施する。	P55
			16	医療型児童発達支援事業	障がい者自立支援課	障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の児童発達支援に加え、治療を行う。また、守山市の県立小児保健医療センター療育部での実施を継続する。	-	障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の児童発達支援に加え、治療を行う。また、守山市の県立小児保健医療センター療育部での実施を継続する。 計画値・・・3人/月、18人日/月	P55
			17	巡回発達相談の実施	発達支援センター	心理判定員が保育所(園)や幼稚園、小・中学校等へ訪問して、発達相談（発達検査及び保護者相談）を行い、個々の発達課題等を明らかにし、保護者・家族や支援者の理解を促進し、適した育児や保育・教育、日常生活の手立て等をともに考え、本人の適応に向け支援を実施する。	-	心理判定員が保育所(園)や幼稚園、小・中学校等へ訪問して、発達相談（発達検査及び保護者相談）を行い、個々の発達課題等を明らかにし、保護者・家族や支援者の理解を促進し、適した育児や保育・教育、日常生活の手立て等をともに考え、本人の適応に向け支援を実施する。	P56
			18	障がいのある子どもの居場所づくりの促進	障がい者自立支援課	放課後や夏休み等の長期休暇中において「放課後等デイサービス事業」、日中の見守りなどの支援として「日中一時支援事業」、春季・夏季休暇期間中においては「障がい児スプリング・サマースクール」など、現行の事業を中心として、障がいのある子どもの居場所づくりの促進を図り、利用者増加を考慮し、障がい福祉サービスや放課後児童クラブとのより一層の連携を図る。	-	障がい児が日常生活及び社会生活を送るうえで必要な日中の居場所の確保のために、放課後等デイサービス事業、日中一時支援事業、障がい児ホリデースクールなどの事業実施等により、必要な障がい福祉サービスの提供を図る。また児童を対象とした福祉サービス説明会を実施する。 ○放課後等デイサービス事業 計画値・・・124人/月、1,574人日/月 ○日中一時支援事業（定員） 計画値・・・110人 ○サマースクール 募集定員・・・7月 15人/日（5日間） 8月 20人/日（10日間） ○スプリングスクール 募集定員・・・20人/日（5日間）	P56
			19	障がいのある子どものいる家庭への福祉手当等の給付・支給	障がい者自立支援課	障がいのある子どもを育てている家庭の生活基盤の安定を図るため、各種手当の支給や医療費の助成等を行うとともに、制度の維持に向けた見直しを適宜実施する。	-	精神又は身体に障害を有する児童等について障害児福祉手当を支給し、また、障害児への育成医療等を給付することにより、これらの者の生活の安定を図る。また広報・ホームページ等により福祉手当等の情報提供を図る。	P56